

# チーム旅費規程

最終改定日：令和5年3月15日

## 第1条 【目的】

本規程は、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下、「Vリーグ機構」という）が、主催する大会に参加するチーム、ならびにVリーグ機構が国際大会に派遣するチームの旅費（以下、「チーム旅費」という）に関する事項を定める。なお、Vリーグ参加内定チームは、本規程の対象外とする。

## 第2条 【旅費の種類】

- (1) チーム旅費の種類は、交通費、宿泊費および旅行雑費とする。
- (2) 旅行雑費は、「旅費規程」第21条に定める。

## 第3条 【Vリーグ機構による負担】

Vリーグ機構がチーム旅費を負担する大会、旅費の種類および負担率は、次の事項を除き理事会が決定する。

- ① Vリーグ機構が主催する大会におけるホームチームの旅費は、当該チームが負担する。
- ② 大規模災害やインフルエンザ等の伝染性疾病等により、チームが試合への出場を辞退した場合、Vリーグ機構は当該チームの旅費を支給しない。
- ③ 移動前に試合中止の連絡を受ける等で、旅費が発生していない場合、Vリーグ機構は当該チームの旅費を支給しない。

## 第4条 【負担額】

- (1) 前条に基づき、Vリーグ機構はチーム旅費の実費を負担する。ただし、国内大会における交通費については、経済性、公平性および事務処理の効率性を考慮し、次の基準を定める。
  - ① 交通手段  
鉄道運賃で計算する。ただし、北海道と沖縄県で開催する大会については、航空運賃で計算する。
  - ② 交通経路  
チーム拠点～大会会場最寄り駅間の交通費とする。
  - ③ 対象人員数
    - i) DIVISION1 および DIVISION2 においては、1チームあたり18名（選手、チームスタッフを含む）とする。
    - ii) DIVISION3 においては1チームあたり15名（選手、チームスタッフを含む）とする。
    - iii) i および ii の人員数に満たないチームは、公式記録帳票に記録された人員数で計算する。
    - iv) その他の大会については、理事会が決定する。
  - ④ 金額

i) 鉄道便については、「駅すばあと」による金額で計算する。特別急行が運行している区間で片道 100km以上の移動を要する場合は、特別急行料金を加算する。また、新幹線が運行している区間を利用する場合は、新幹線特別急行料金を加算する。

ii) 航空便については、参加チームより提出された航空券代金の領収明細書（写し）をもとに、Vリーグ機構が経済性および公平性等を考慮し算定する。なお、チームは航空券の手配にあたり、早期割引等を利用し最安値で購入するよう努めなければならない。

(2) Vリーグ機構は、前項の基準に基づき、参加チームごとのチーム旅費総額を計算し、下記のとおりVリーグ機構の負担額（チームへの支払額）を確定する。

$$\boxed{\text{チーム旅費総額（計算額）} \times \text{Vリーグ機構負担率} = \text{チームへの支払額}}$$

#### 第5条 【Vリーグ機構負担額の支払処理】

Vリーグ機構は、当該チームに対し「支払通知書」を送付し、前条で確定したVリーグ機構の負担額（チームへの支払額）を連絡する。また、所定の期日までに当該金額をチームの口座へ振り込む。

#### 第6条 【改正】

本規程の改廃は理事会の決議により、これを行う。

#### 付則

1. 本規程は平成 24 年 3 月 12 日より施行する。

#### <改定履歴>

平成 26 年 11 月 19 日 平成 26 年 11 月 19 日の理事会にて、本規程がVリーグ機構準加盟チームには適用されない旨を第 1 条に記載した。

平成 30 年 11 月 21 日 平成 30 年 11 月 21 日の理事会にて、準加盟制度の廃止とライセンス制度の導入に伴い、第 1 条の「準加盟」を「参加内定」に変更した。リーグ再編成に伴い、第 3 条および第 4 条の各カテゴリーの名称を変更した。また、金額の計算方法は第 4 条 1 項 4 号に記載があるため、第 4 条 1 項 2 号の「具体的には別紙の内容で計算する。」を削除し、1 項 4 号に、航空券の手配にあたっての推奨事項を記載した。

令和 5 年 3 月 15 日 第 6 条の改正手続きを「本規程の改正は、運営会議の発議に基づく理事会の決議」から「本規程の改廃は理事会の決議」に変更した。